

様式3

随意契約理由書

担当課

市民課

| | | | | | |
|---|--|---|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務に関する委託契約 | | | |
| | 業務概要 | 市が国民健康保険法第36条第3項及び第82条第1項に基づき実施する電子資格確認等の事務については、医療保険分野における効率化等を図る観点から、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）が共同して設置、運営するオンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等を利用して行うこととされている。市はこの事務について、連合会に委託し、連合会は受託した事務の全部を中央会に再委託する。 | | | |
| | 契約金額 | 金300,084円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | | | |
| | 契約の相手 | （受託先）千葉県稲毛区天台6丁目4番3号（再受託先）千代田区永田町1-11 （受託先）千葉県国民健康保険団体連合会（再受託先）国民健康保険中央会 | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 本契約については、厚生労働省保険局国民健康保険課の通知（令和2年7月21日付け事務連絡）により、市町村は連合会に事務を委託し、連合会では当該事務の全てを中央会に再委託することにより、中央会を契約相手として委託契約を結ぶことが示されている。このため、契約の相手先は市と連合会及び中央会の3者契約を結ぶ以外にないため。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

市民協働課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 労働者派遣個別契約（市広報紙等の配達業務） | |
| | 業務概要 | 公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会が行う労働者派遣事業（シルバー派遣事業）を活用し、市の指揮命令のもと派遣された従事者により、市広報紙「だん暖たてやま」等を各町内会長等の指定する場所に配達する。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 金684,908円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日 | |
| | 契約の相手 | 千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル4階 公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>上記団体は、高齢者の多様な働き方に対応した雇用・就業機会を確保するため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業の届出をしており、実施事業所となる館山市事務所の会員は、各町内会等の地理に詳しく、制約された期限内に確実に配達することができることから、本業務の適切な履行が可能である。</p> <p>なお、千葉県最低賃金や館山市会計年度任用職員報酬等を考慮し価格を算出しているため、他の郵送方法を活用したケースと比較しても金額は適正と判断し、随意契約を行うものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

学校給食センター

| | | | |
|--|--|---|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 労働者派遣契約（飲み残し牛乳回収業務） | |
| | 業務概要 | 給食提供日において各幼稚園・小中学校を回り学校給食の飲み残し牛乳を回収し、回収に使った容器を洗浄する業務。 公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会が行う労働者派遣事業（シルバー派遣事業）を活用し、市の指揮命令のもと派遣された従事者により行うもの。 | |
| | 契約金額 | 金865,219円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル4階 公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 上記団体は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者の福祉の増進に資するために設立された法人である。本業務は、高齢者の雇用の機会を確保でき、高齢者の生きがい対策に寄与するため、上記団体と随意契約を締結する。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

市民協働課

| | | | | | |
|--|--------------------------------|---|-----------|---------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 館山駅前自転車駐車場整理業務（単価契約） | | | |
| | 業務概要 | 自転車駐車場内の整理整頓、自転車駐車場への駐輪指導、放置自転車の整理整頓 | | | |
| | 契約金額 | 最大執行予定価格 923,400円(消費税及び地方消費税を含む) 単価 東口業務 3,240円/回(232回) 単価 西口業務 1,080円/回(151回) 放置自転車ラベル貼り業務 4,320円/回(2回) | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月4日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月5日 ~ 令和5年3月31日 | | | |
| | 契約の相手 | 館山市船形297-1 一般社団法人 館山市シルバー人材センター | | | |
| | 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | | |
| 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | | |
| 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | | |
| 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 上記の契約相手は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に定める一般社団法人 館山市シルバー人材センターである。 また、高齢者の積極的な経済・社会参画を推進することができる。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

市民協働課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 館山市消費者対策事業委託 | |
| | 業務概要 | 消費者保護対策の推進に関する事。消費者学習の推進に関する事。消費者リーダーの養成並びに消費者団体の設置に関する事。その他消費生活の向上に関する事。 | |
| | 契約金額 | 金300,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月5日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月5日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条1145-1 館山市消費生活コミュニティリーダー | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 消費生活の安定と向上を目的とし、館山市消費生活コミュニティリーダーが啓発活動に取り組んでいる。この団体は、地域住民の代表者で構成されており、消費者問題にも精通している。そのため、館山市消費生活コミュニティリーダーに委託する。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

雇用商工課

| | | | | |
|--|--|--|---------------|-----------|
| 契約内容 | 契約件名 | 移住相談業務委託 | | |
| | 業務概要 | 専門の相談員を配置し、移住定住相談業務を行う。 | | |
| | 契約金額 | 金4,500,000円(消費税及び地方消費税を含む) | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 | ~ | 令和5年3月31日 |
| | 契約の相手 | 館山市布良303-1 特定非営利活動法人おせっ会 | | |
| 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 | |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 | |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 | |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | |
| 随意契約理由 | | | | |
| <p>移住定住事業は市の主要施策であり、移住定住が促進されることにより、地域の活性化が期待できる。</p> <p>移住定住の促進を目的とし、館山市内で活発に活動している移住支援団体は当該団体のみであり、移住定住施策の様々なノウハウや地域情報等を集積し蓄積している。また、当該団体は、これまでの活動実績に伴い、報道あるいは出版各社とも良好な関係を構築しているため、情報発信能力にも大変優れている。それらの状況から本委託を円滑に遂行し、その目的を最も効果的に達成することを期待できる唯一の団体である。</p> | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

管財契約課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 建物総合損害共済保険 | |
| | 業務概要 | 市が所有する建物の災害等による損害共済金の支払い | |
| | 契約金額 | 金2,922,308円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都千代田区平河町2-4-1 公益社団法人 全国市有物件災害共済会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>契約相手に当たる「公益社団法人全国市有物件災害共済会」については、地方自治法第263条の2の規定に基づき、災害等による損害に対する相互救済を行うために、全国の市によって設立された公益社団法人であり、令和2年度末現在の会員数は792市中791市（加入率99.9%）が加入しており、館山市も相互救済事業に賛同し、会員市となっているため。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

管財契約課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 自動車損害共済保険 | |
| | 業務概要 | 市が所有する自動車の事故等による損害共済金の支払い | |
| | 契約金額 | 金2,143,939円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都千代田区平河町2-4-1 公益社団法人 全国市有物件災害共済会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>契約相手に当たる「公益社団法人全国市有物件災害共済会」については、地方自治法第263条の2の規定に基づき、災害等による損害に対する相互救済を行うために、全国の市によって設立された公益社団法人であり、令和2年度末現在の会員数は792市中791市（加入率99.9%）が加入しており、館山市も相互救済事業に賛同し、会員市となっているため。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

管財契約課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 市民総合賠償補償保険 | |
| | 業務概要 | 市が法律上の賠償責任を負う場合の保険金及び賠償責任の有無によらない見舞金の支払い | |
| | 契約金額 | 金765,274円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都千代田区平河町2-4-2 全国市長会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 契約相手に当たる「全国市長会」については、地方自治法第263条の3の規定に基づき、市長の全国的連合組織として総務大臣に届けられた団体であり、令和3年度現在で636市（加入率80.3%）が加入しており、加入市間の相互救済を目的とし、館山市も会員市となっているため。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 館山市産後ケア事業委託業務（単価契約） | |
| | 業務概要 | 本事業は、産後に家族等の援助を十分に受けることができない産婦及び乳児、かつ、産後等の心身の不調、育児への不安等があり支援を必要とする産婦に対して、心身のケア、育児の支援その他の母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う。 | |
| | 契約金額 | 金552,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条2186-1 他 医療法人社団 マザー・キー ファミール産院たてやま 他 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 産後ケア事業は、専門性の高い事業であり、母子保健法施行規則第7条の4により実施基準が設けられている。よってその基準を満たす医療機関、助産院及び千葉県助産師会に所属する助産師と随意契約する。また、委託料については、公益社団法人日本助産師会が示す価格帯で、単価契約とする。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|--|--|---|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 胃がん検診・肝炎ウイルス検診・前立腺がん検診業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 令和4年5月から6月の期間中27日間，館山市コミュニティセンターと若潮ホールで行う総合検診として特定健康診査等と，胃がん検診，肝炎ウイルス検診，前立腺がん検診を併せて行う。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 11,365,770円(消費税及び地方消費税を含む) 胃がん検診 4,879円 × 1,600人 = 7,806,400円 肝炎ウイルス検診 2,789円 × 330人 = 920,370円 前立腺がん検診 2,030円 × 1,300人 = 2,639,000円 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月11日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市山本1155番地 社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>住民の利便性を考慮すると安房郡市内の医療機関を相手方とすることが相当であり、当該法人は、安房郡市内中、法令に基づく胃がん検診，肝炎ウイルス検診，前立腺がん検診が特定健康診査等と同日に実施可能な唯一の医療機関である。</p> <p>また、各検診単価は診療報酬を基に積算し、安房地域（3市1町）で統一した単価となっている。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|---|--------------------------------|---|--|
| 契約内容 | 契約件名 | 肺がん・結核検診事業委託 | |
| | 業務概要 | 令和4年5月から6月までの期間中27日間、各地区集会所等を巡回して胸部レントゲン検査を実施する。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 金10,501,404円(消費税及び地方消費税を含む) 胸部X線デジタル撮影 1,320円 × 5,700人 = 7,524,000円 胸部X線デジタル画像読影 515円 × 5,700人 = 2,935,500円 がん集団検診出張料 20,952円 × 2人 = 41,904円 | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月11日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月11日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県美浜区新港32番地14 公益財団法人ちば県民保健予防財団 | |
| | 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の借入 40万円以下 |
| 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | |
| 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | |
| 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | |
| 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>当該法人は、県内における疾病予防知識の普及や保健予防の支援を目的とした公益法人である。県内における肺がん及び結核検診等の健康診断業務において豊富な実績があり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及びがん検診実施のための指針に基づく検診に精通している。</p> <p>また、検診単価は、千葉県市長会及び千葉県市長会及び千葉県町村会で承認された単価である。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康診査・フレッシュ健康診査業務委託（集団）（単価契約） | |
| | 業務概要 | 令和4年5月から6月までの期間中27日間，館山市コミュニティセンターと若潮ホールの2会場で，特定健康診査，後期高齢者健康診査，健康診査を行う。 | |
| | 契約金額 | 金27,702,716円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月11日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月11日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市山本1155番地 社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 住民の利便性を考慮すると安房郡市内の医療機関を相手方とすることが相当であり，当該法人は，安房郡市内中，法令に基づく特定健康診査，後期高齢者健康診査，健康診査が，集団健診として実施可能な唯一の医療機関である。 また，各検診単価は診療報酬を基に積算し，安房地域（3市1町）で統一した単価となっている。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

環境課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 分別基準適合物再商品化委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | ガラス類，ペットボトル，プラスチック製容器包装（以下「資源ごみ」という）を処理（再商品化）するにあたり，国の基本方針に基づき当該契約先の指定法人を通じ，再商品化事業者へ安定した引渡しを行い，資源ごみの再商品化を行う。 | |
| | 契約金額 | 金486,141円(消費税及び地方消費税を含む) | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本指針（平成18年12月1日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第10号）」において、「市町村は、自ら策定した分別収集計画に従って容器包装廃棄物を分別収集するときは、再商品化施設の施設能力を勘定しつつ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。」と、定めているところであるが、現在、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月16日法律第112号 以下「容器包装リサイクル法」という）」第21条第1項に基づき、指定された指定法人等とは、「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」のみである。</p> <p>以上のことから、容器包装リサイクル法の主旨にのっとり、容器包装廃棄物の安定的な再商品化を行うため、上記の者と契約を締結しようとするものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | | |
|--|--|--|---------------|-----------|
| 契約内容 | 契約件名 | 新型コロナウイルスワクチン接種券作成処理業務（3回目接種 12歳～17歳分） | | |
| | 業務概要 | 新型コロナウイルスワクチン接種券の作成及び封入封緘業務を委託する。（3回目接種 12歳～17歳分） | | |
| | 契約金額 | 金311,080円（消費税及び地方消費税を含む） | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 | ～ | 令和4年4月28日 |
| | 契約の相手 | 柏市若柴字入谷津1番195 株式会社 ディー・エス・ケイ | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 | |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 | |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 | |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | |
| 随意契約理由 | | | | |
| <p>新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、国が示す12歳以上18歳未満の方への3回目接種スケジュールに対応するよう、データの処理や接種券への対象者情報等の印字、封入封緘業務までの一連の業務を短期間で行う必要がある。</p> <p>(株)ディー・エス・ケイは、現在本市の予防接種システムの運用保守を行っており、そのシステムを利用することにより、データ処理・印字の正確性の確保、個人情報の保護への対応ができ、短期間に正確な業務が可能となるため、株式会社ディー・エス・ケイと随意契約を締結するものである。</p> | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

企画課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | ふるさと納税支援業務委託 | |
| | 業務概要 | 本業務は、ふるさと納税寄附金の拡充と全国への返礼品提供による地場産業の振興を図るため、ふるさと納税業務のうち、ポータルサイトにおける寄附の募集・決済代行、返礼品の掲載・調達や市のプロモーション業務など、ふるさと納税支援業務を委託するものである。 | |
| | 契約金額 | 金17,900,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都中央区京橋二丁目2番1号 株式会社さとふる | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>全国から広くふるさと納税寄附金を募集するには、返礼品をはじめとした自治体情報のポータルサイトへの掲載が必須となっている。</p> <p>現在、ふるさと納税に係るポータルサイトは複数存在し、サイト毎に様々なサービスが提供されているが、ポータルサイトの選択については、総務省の基準に基づく運営が可能であり、制度の趣旨を理解しているサイトであること 当該サイトへの返礼品の掲載、当該サイトを通じた返礼品の提供が当市返礼品提供事業者の販路拡大、EC事業進出に繋がるサイトであること サイトへの掲載返礼品数、掲載自治体数、利用者数が多く、十分なサイトの運営実績があり、多く寄附金を獲得できる可能性が高い、費用対効果が高く経済性に優れたサイトであること が求められる。</p> <p>当市のサイト運営および返礼品提供事業者の返礼品の供給量や事業効率など勘案し、上記の条件を満たす業者と契約を行うこととした。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

企画課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | ふるさと納税支援業務委託 | |
| | 業務概要 | 本業務は、ふるさと納税寄附金の拡充と全国への返礼品提供による地場産業の振興を図るため、ふるさと納税業務のうち、ポータルサイトにおける寄附の募集・決済代行、返礼品の掲載・調達や市のプロモーション業務など、ふるさと納税支援業務を委託するものである。 | |
| | 契約金額 | 金26,100,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 株式会社 トラストバンク | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>全国から広くふるさと納税寄附金を募集するには、返礼品をはじめとした自治体情報のポータルサイトへの掲載が必須となっている。</p> <p>現在、ふるさと納税に係るポータルサイトは複数存在し、サイト毎に様々なサービスが提供されているが、ポータルサイトの選択については、総務省の基準に基づく運営が可能であり、制度の趣旨を理解しているサイトであること 当該サイトへの返礼品の掲載、当該サイトを通じた返礼品の提供が当市返礼品提供事業者の販路拡大、EC事業進出に繋がるサイトであること サイトへの掲載返礼品数、掲載自治体数、利用者数が多く、十分なサイトの運営実績があり、多く寄附金を獲得できる可能性が高い、費用対効果が高く経済性に優れたサイトであること が求められる。</p> <p>当市のサイト運営および返礼品提供事業者の返礼品の供給量や事業効率など勘案し、上記の条件を満たす業者と契約を行うこととした。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

企画課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | ふるさと納税支援業務委託 | |
| | 業務概要 | 本業務は、ふるさと納税寄附金の拡充と全国への返礼品提供による地場産業の振興を図るため、ふるさと納税業務のうち、ポータルサイトにおける寄附の募集・決済代行、返礼品の掲載・調達や市のプロモーション業務など、ふるさと納税支援業務を委託するものである。 | |
| | 契約金額 | 金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリームゾンハウス 楽天グループ株式会社 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>全国から広くふるさと納税寄附金を募集するには、返礼品をはじめとした自治体情報のポータルサイトへの掲載が必須となっている。</p> <p>現在、ふるさと納税に係るポータルサイトは複数存在し、サイト毎に様々なサービスが提供されているが、ポータルサイトの選択については、総務省の基準に基づく運営が可能であり、制度の趣旨を理解しているサイトであること 当該サイトへの返礼品の掲載、当該サイトを通じた返礼品の提供が当市返礼品提供事業者の販路拡大、EC事業進出に繋がるサイトであること サイトへの掲載返礼品数、掲載自治体数、利用者数が多く、十分なサイトの運営実績があり、多く寄附金を獲得できる可能性が高い、費用対効果が高く経済性に優れたサイトであること が求められる。</p> <p>当市のサイト運営および返礼品提供事業者の返礼品の供給量や事業効率など勘案し、上記の条件を満たす業者と契約を行うこととした。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

企画課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | ふるさと納税支援業務委託 | |
| | 業務概要 | 本業務は、ふるさと納税寄附金の拡充と全国への返礼品提供による地場産業の振興を図るため、ふるさと納税業務のうち、ポータルサイトにおける寄附の募集・決済代行、返礼品の掲載・調達や市のプロモーション業務など、ふるさと納税支援業務を委託するものである。 | |
| | 契約金額 | 金1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 岩手県花巻市藤沢町446番地2 株式会社 ポケットマルシェ | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>全国から広くふるさと納税寄附金を募集するには、返礼品をはじめとした自治体情報のポータルサイトへの掲載が必須となっている。</p> <p>現在、ふるさと納税に係るポータルサイトは複数存在し、サイト毎に様々なサービスが提供されているが、ポータルサイトの選択については、総務省の基準に基づく運営が可能であり、制度の趣旨を理解しているサイトであること 当該サイトへの返礼品の掲載、当該サイトを通じた返礼品の提供が当市返礼品提供事業者の販路拡大、EC事業進出に繋がるサイトであること サイトへの掲載返礼品数、掲載自治体数、利用者数が多く、十分なサイトの運営実績があり、多く寄附金を獲得できる可能性が高い、費用対効果が高く経済性に優れたサイトであること が求められる。</p> <p>当市のサイト運営および返礼品提供事業者の返礼品の供給量や事業効率など勘案し、上記の条件を満たす業者と契約を行うこととした。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

生涯学習課

| | | | |
|---|---|--|--|
| 契約内容 | 契約件名 | 国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理業務委託 | |
| | 業務概要 | 国史跡である「里見氏城跡 稲村城跡」の景観を維持するため、草刈りや排水溝や枳に溜まったゴミや土砂等を除去する業務を委託する。 | |
| | 契約金額 | 金448,800円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市稲67 稲区 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の借入 40万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 物件の貸付け 30万円以下 その他のもの 50万円以下 | |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| | 9号 落札者が契約を締結しないとき | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 稲村城跡の現場に精通し、日々の監視を行い常に状況を把握することができ、その都度整備作業を行うことができる唯一の地元団体である稲区に委託することにより、稲村城跡を適正な保存管理状態に保つことができるため。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | | |
|---|--|--|---------------|-----------|
| 契約内容 | 契約件名 | 館山市保健推進事業委託 | | |
| | 業務概要 | 地域住民の健康管理、健康増進、食生活改善、健康相談、連絡等、保健事業の推進を図る。 | | |
| | 契約金額 | 金1,923,992円（消費税及び地方消費税を含む） | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 | ～ | 令和5年3月31日 |
| | 契約の相手 | 館山市北条740-1 館山市保健推進協議会 | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 | |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 | |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 | |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | |
| 随意契約理由 | | | | |
| 保健推進員は、館山市保健推進員設置要綱に基づき、町内会長、自治会長及び区長等の推薦により、市長が委嘱している。保健推進員の活動内容は、健康づくりに関する情報、知識の伝達や普及啓発を行うなど多岐にわたり、地域に根ざした活動を行っている。このような活動を行っている団体は他になく、本団体と契約をするものである。 | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|---|--|---|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 高齢者用肺炎球菌（定期接種）予防接種業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 予防接種法に基づく高齢者用肺炎球菌予防接種対象者の感染予防の手段である予防接種率の向上及び健康被害の防止を図ることを目的とする。 予防接種対象者は、契約先の会員である医療機関で接種を行った場合、費用の一部または全部を負担することなく、予防接種を受けることができる。 対象者は生涯一度も高齢者用肺炎球菌の予防接種を受けていない者に限る。 | |
| | 契約金額 | 金765,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条740番地1 公益社団法人 安房医師会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>予防接種を受ける住民の利便性を考慮すると市内の医療機関を相手方とすることが相当であるため、市内医師等を会員とする公益社団法人 安房医師会を契約の相手方とする。</p> <p>なお、契約単価は安房地域（3市1町）の協議により統一した単価となっている。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | | |
|---|--|--|---|-----------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4年度妊婦・乳児一般健康診査料及び新生児聴覚スクリーニング検査料審査支払事務委託（単価契約） | | |
| | 業務概要 | 医療機関に委託して行う妊婦・乳児一般健康診査事業・新生児聴覚スクリーニング検査事業に伴う医療機関に対する健康診査料又は検査料の審査及び支払事務。 | | |
| | 契約金額 | 金420,816円（消費税及び地方消費税を含む） | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 | ～ | 令和5年3月31日 |
| | 契約の相手 | 千葉県美浜区新港32-14 公益財団法人 ちば県民保健予防財団 | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の借入 40万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 物件の貸付け 30万円以下 その他のもの 50万円以下 | | |
| | 2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき | | | |
| | 3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | |
| | 4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| | 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| | 随意契約理由 | | | |
| 妊婦・乳児一般健康診査事業及び新生児聴覚スクリーニング検査事業は、公益社団法人千葉県医師会、一般社団法人千葉県助産師会、及び各会員以外の個別契約病院等と委託契約している。健康診査等で使用された受診票（診査料・検査料）の審査支払事務について、千葉県内で実施可能な機関はちば県民保健予防財団のみであるため委託するもの。 | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

都市計画課下水道室

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 公営企業会計及び消費税確定申告業務支援委託 | |
| | 業務概要 | 館山市下水道事業の財務会計及び消費税確定申告に係る支援業務を委託する。 | |
| | 契約金額 | 金1,040,600円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都品川区大井1-7-6T.Hビル 税理士法人エム・エム・アイ | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| この契約の目的は、公営企業会計特有の会計処理に係る各種業務（固定資産台帳に係る財務数値等）について、決算報告及び消費税申告期限が公営企業会計適用前と比べ、3ヶ月早まることから、迅速かつ適正に執行するため専門家の会計支援及び税務支援を受けるための業務委託をする。委託先については、法適用前から館山市公共下水道事業の公営企業移行支援業務を行っており、館山市下水道事業の取り巻く会計処理の運用法令や財務状況を熟知し、また、館山市公営企業会計財務システムの経理処理にも精通し、公営企業会計特有の消費税処理を迅速かつ適正に行える唯一の業者である税理士法人エム・エム・アイとした。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

高齢者福祉課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 交通弱者等地域づくり推進事業 | |
| | 業務概要 | 市民が主体となる地域包括ケアシステムを構築するため、移動手段の確保などの地域課題を行政と市民が共に考え、検討する「地域フォーラム」及び「地区ワークショップ」を開催する。 | |
| | 契約金額 | 金2,100,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条402番地 社会福祉法人 館山市社会福祉協議会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本事業は、住民主体となる地域包括ケアシステムの構築を目的としており、効果的に実施するためには、地域ごとの課題を把握するとともに、行政、社会福祉関係者や民生委員・児童委員のみならず、地域で活動する市民や団体など、多様な主体との連携が必要となる。</p> <p>館山市社会福祉協議会は公共的団体であり、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、地域住民、地域における団体、関係機関や、社会福祉関係者とのネットワークを有し、多様な主体と連携・協働してきた実績を持つため、随意契約するものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

高齢者福祉課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 館山市生活支援体制整備事業 | |
| | 業務概要 | 地域における高齢者の生活支援体制の整備の推進 (1) 地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の把握、問題提起、(2) 生活支援・介護予防サービスの資源開発(サービスの創出)、(3) 関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり、働きかけ、(4) 多様な関係主体間の情報共有及び連携・協働による取組の推進、(5) 支援やサービスの担い手となるボランティア等の養成、(6) 地域ニーズとサービスのマッチング | |
| | 契約金額 | 金5,100,000円(消費税及び地方消費税を含む) | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条402番地 社会福祉法人 館山市社会福祉協議会 | |
| 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本事業では、高齢者の生活支援体制の整備を目的に、新たなサービスの創出、担い手の養成や高齢者のニーズと社会資源のマッチングを実施することになるため、事業を効果的に実施するためには、自ら地域に入り、高齢者のニーズと地域の社会資源を把握するとともに、地域包括支援センター、社会福祉関係者や民生委員・児童民生委員のみならず、地域で活動する市民・団体など、多様な主体との連携が必要となる。</p> <p>館山市社会福祉協議会は公共的団体であり、地域福祉推進の中核としての役割を担い、地域住民、地域における団体、関係機関や社会福祉関係者とのネットワークを有し、多様な主体と連携・協働してきた実績があるため、随意契約するものである。</p> | | | |

様式3

担当課

随意契約理由書

建設課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 市道5040号線外6線 除草等管理業務委託 | |
| | 業務概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・市道5040号線(藤原) A = 6,600m² ・市道4055号線(伊戸) A = 1,500m² ・市道1018号線(北条) A = 360m² ・市道276号線(宮城・沼) A = 1,400m² ・市道323号線(大賀) A = 1,800m² × 2回 = 3,600m² ・市道7031号線(神余) A = 1,415m² ・市道152号線(沼) A = 120m² × 2回 = 240m² | |
| | 契約金額 | 金836,880円(消費税及び地方消費税を含む) | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月11日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月11日 ~ 令和4年11月18日 | |
| 契約の相手 | 館山市船形297-71 一般社団法人 館山市シルバー人材センター | | |
| 根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本業務は、市道路肩部の除草業務である。契約相手は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に定めるシルバー人材センターであり、本業務箇所の市道は交通量が少ないため、専門業者ではなく、シルバー人材センターにおいても履行可能である。過去の実績からも業務遂行する能力を十分に有しているため、一般社団法人館山市シルバー人材センターと随意契約を締結するものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

| | | | | | |
|---|--|--|---------|---|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 市道1031号線外1線 植栽管理業務委託 | | | |
| | 業務概要 | 市道1031号線(北条) 除草 | 植樹帯 | A = 130m ² × 3 = 390m ² | |
| | | | 歩道内 | A = 1,590m ² × 3 = 4,770m ² | |
| | | 市道344号線(上真倉・下真倉) | 植樹帯 | A = 700m ² × 2 = 1,400m ² | |
| | 契約金額 | 金857,670円(消費税及び地方消費税を含む) | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月11日 | | | |
| 契約期間 | 令和4年4月11日 ~ 令和4年11月18日 | | | | |
| 契約の相手 | 館山市船形297-71 一般社団法人 館山市シルバー人材センター | | | | |
| 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 本業務は、市道の歩道内及び植樹帯の除草業務である。契約相手は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に定めるシルバー人材センターである。業務箇所は、歩道内の安全な作業であり、過去の実績からも業務遂行する能力を十分に有し、履行可能であることから、一般社団法人館山市シルバー人材センターと随意契約を締結するものである。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 定期予防接種（個別接種）業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 予防接種法に基づく乳幼児等定期予防接種対象者へ定期接種業務を委託し、感染予防の手段である予防接種率の向上及び健康被害の防止を図る。予防接種対象者は、契約先の会員である医療機関で接種を行った場合、費用を負担することなく、予防接種を受けることができる。 | |
| | 契約金額 | 金115,800,480円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条740番地1 公益社団法人 安房医師会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>予防接種を受ける住民の利便性を考慮すると市内の医療機関を相手方とすることが相当であるため、市内医師等を会員とする公益社団法人 安房医師会を契約の相手方とする。</p> <p>なお、契約単価は安房地域（3市1町）の協議により統一した単価となっている。</p> | | | |

担当課

環境課

随意契約理由書

| | | | | | |
|---|--|--|---------|-----------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 環境センター周辺環境整備委託（出野尾区） | | | |
| | 業務概要 | 環境センター周辺環境の整備（不法投棄の監視および予防） | | | |
| | 契約金額 | 金480,000円(消費税及び地方消費税を含む) | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 | ～ | 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市出野尾91 出野尾区 | | | |
| 根拠規程（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付 | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ」 | 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。 | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 環境センターの搬入道路及び周辺用地その他の状況に精通することが、本委託業務の遂行に不可欠なため、地元区として他の者には得られない地理上の詳細な知識を有する上記の者と、随意契約するものである。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | | | |
|---|--|---|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業委託（単価契約） | | | |
| | 業務概要 | 館山市が行う定期予防接種の実施医療機関の範囲を、県内全域とすることにより、定期予防接種対象者の利便性を増し、感染予防の手段である予防接種率の向上及び健康被害の防止を図ることを目的とする。 やむを得ない事情により、居住する館山市で予防接種を受けることが困難な者等について、県内の協力医療機関で予防接種を受けた際には館山市の個別予防接種指定医療機関で予防接種を受けたのと同様に、費用の全額または一部を負担せずに予防接種を受けることが出来る。 | | | |
| | 契約金額 | 金3,306,620円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | | | |
| | 契約の相手 | 千葉市中央区千葉港4-1 公益社団法人 千葉県医師会 | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業は、県内全市町村での実施を原則としている。 当該法人は、千葉県の指定機関であり、千葉県内で予防接種実施可能な医療機関は特定しているため、個別に各医療機関と契約するよりも便宜が図られる。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|---|--|---|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 新型コロナウイルスワクチン等移送業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 市内のサテライト型接種施設である医療機関において、新型コロナウイルスワクチン接種事業に必要となる新型コロナウイルスワクチン等の小分け作業及び移送、移送用保冷容器等の回収を行う。 | |
| | 契約金額 | 金1,667,380円(消費税及び地方消費税を含む) 【内訳】 ワクチン等移送業務費 金14,630円/1回（2ルート分） （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,330円） ワクチン等小分け業務費 金3,300円/1医療機関 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金300円） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日 | |
| | 契約の相手 | 館山市山本1155番地 社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 新型コロナウイルスワクチン接種の推進に関し、基本型接種施設に紐づくサテライト型接種施設である医療機関からの要望に基づき、必要な新型コロナウイルスワクチン、注射針やシリンジ等の小分け作業及び移送、さらに移送用保冷容器等の回収を確実にし、市内における新型コロナウイルスワクチン接種体制の維持・確保を図る必要がある。また、保安上の観点からワクチンの保管場所への立入りが制限されている状況を踏まえると、本業務を行えるのは新型コロナウイルスワクチンを管理している基本型接種施設のみである。そのため、基本型接種施設である安房地域医療センターと随意契約を締結する。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|---|----------------------------|--|-------------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 新型コロナウイルスワクチン等移送業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 市内のサテライト型接種施設である医療機関において、新型コロナウイルスワクチン接種事業に必要となる新型コロナウイルスワクチン等の小分け作業及び移送、移送用保冷容器等の回収を行う。 | |
| | 契約金額 | 金1,166,880円(消費税及び地方消費税を含む) 【内訳】 ワクチン等小分け業務費 金5,940円/1医療機関 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金540円） ワクチン等移送業務費 金3,300円/1回（2ルート分） （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金300円） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日 | |
| | 契約の相手 | 館山市長須賀196 医療法人徳洲会 館山病院 | |
| | 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき | |
| 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | |
| 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | |
| 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | |
| 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>新型コロナウイルスワクチン接種の推進に関し、基本型接種施設に紐づくサテライト型接種施設である医療機関からの要望に基づき、必要な新型コロナウイルスワクチン、注射針やシリンジ等の小分け作業及び移送、さらに移送用保冷容器等の回収を確実にし、市内における新型コロナウイルスワクチン接種体制の維持・確保を図る必要がある。また、保安上の観点からワクチンの保管場所への立入りが制限されている状況を踏まえると、本業務を行えるのは新型コロナウイルスワクチンを管理している基本型接種施設のみである。そのため、基本型接種施設である館山病院との随意契約を締結する。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 新型コロナウイルスワクチン等管理業務委託 | |
| | 業務概要 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業について、基本型及びサテライト型接種施設である医療機関が必要とする新型コロナウイルスワクチン等の配分希望数の取りまとめや千葉県への要望、配分を受けたワクチン等の適切な管理を行う。 | |
| | 契約金額 | 金2,287,296円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日 | |
| | 契約の相手 | 館山市山本1155番地 社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 新型コロナウイルスワクチン接種の推進に関し、基本型接種施設及び基本型接種施設に紐づくサテライト型接種施設である医療機関が必要とする新型コロナウイルスワクチン、注射針やシリンジ等の数量の取りまとめと千葉県への要望、配分されたワクチン等の適切な管理が必須である。市内における新型コロナウイルスワクチン接種体制の維持・確保を図る必要があるが、安房地域医療センターは国が設置した超低温冷凍庫（ディープフリーザー）を用いて、配分された新型コロナウイルスワクチンを適切に管理することが可能な基本型接種施設であるため随意契約を締結する。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 新型コロナウイルスワクチン等管理業務委託 | |
| | 業務概要 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業について、基本型及びサテライト型接種施設である医療機関が必要とする新型コロナウイルスワクチン等の配分希望数の取りまとめや千葉県への要望、配分を受けたワクチン等の適切な管理を行う。 | |
| | 契約金額 | 金1,056,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日 | |
| | 契約の相手 | 館山市長須賀196 医療法人徳洲会 館山病院 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>新型コロナウイルスワクチン接種の推進に関し、基本型接種施設及び基本型接種施設に紐づくサテライト型接種施設である医療機関が必要とする新型コロナウイルスワクチン、注射針やシリンジ等の数量の取りまとめと千葉県への要望、配分されたワクチン等の適切な管理が必須である。市内における新型コロナウイルスワクチン接種体制の維持・確保を図る必要があるが、館山病院は国が設置した超低温冷凍庫（ディープフリーザー）を用いて、配分された新型コロナウイルスワクチンを適切に管理することが可能な基本型接種施設であるため随意契約を締結する。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

教育部こども課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 館山市立学童クラブ入退室管理システム導入業務委託 | |
| | 業務概要 | 放課後健全育成事業業務委託契約（令和2年12月10日締結）に関する登降所管理等に使用するためのシステム導入及びその調整を委託する。 | |
| | 契約金額 | 金1,815,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月4日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月4日 ～ 令和4年6月30日 | |
| | 契約の相手 | 茨城県つくばみらい市板橋1812番地16 株式会社 アンフィニ | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本事業は新型コロナウイルス感染症への対応として、非接触やデジタル化の推進を図る目的で、学童クラブの運営において利用児童の入退室時間を電子的に管理するもの。現在同社に委託中の市内7つの公設学童クラブの運営に使用するシステムの導入であり、各学童クラブ毎の実態を踏まえた調整を行える唯一の事業者である同社と随意契約を締結するもの。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

観光みなと課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 客船等歓迎行事委託 | |
| | 業務概要 | 館山夕日桟橋に接岸する船舶の誘致促進を図り、海路による交流人口の拡大と「“渚の駅”たてやま」を中心とした観光振興に資する。 | |
| | 契約金額 | 金5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月15日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月15日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市館山1564番地の1 館山市客船等歓迎委員会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本事業は館山夕日桟橋に接岸する船舶の誘致を促進し、館山港の有効活用による海路からの交流人口拡大と「“渚の駅”たてやま」を中心とした観光振興を図ることを目的としている。</p> <p>館山市客船等歓迎委員会は、みなと振興を目的として組織された団体で、観光・商業・農水産業・交通事業者等から選出された委員で構成されており、各事業者間で連携を図りながら業務を効果的かつ円滑に遂行し、事業目的を達成するにあたり最適な相手方であると判断されるため、当該委員会を契約の相手方とするものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

市民課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 高額療養費支給システム使用承諾及び保守業務委託 | |
| | 業務概要 | 高額療養費支給システム使用承諾及び保守 | |
| | 契約金額 | 金660,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2 ちばぎんコンピューターサービス株式会社 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本システムは、千葉県国民健康保険団体連合会が保有している国民健康保険における高額療養費のデータを基に高額療養費の正確かつ迅速な支給事務を行うために導入するものであり、千葉県国民健康保険団体連合会が指定する上記業者（契約の相手）が開発し、本システムにおけるソフトウェアの使用権を保有している。本システムのプログラム変更やカスタマイズ、保守業務については、本システムに精通している上記業者（契約の相手）しか請け負えないことから、本業務を遂行するにあたり最も適しているため。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

市民課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託契約 | |
| | 業務概要 | 国保制度改革により、平成30年度から国保制度の運用が広域化（県域化）され、都道府県及び市町村における事務処理を効率かつ円滑に行うため、厚生労働省及び国保中央会において国保情報集約システムが開発された。国保情報集約システムは、市町村ごとに保有する資格情報等を都道府県単位で集約し、市町村間で情報連携業務等をするためのシステムである。当該システムで行う情報連携業務等について千葉県国民健康保険団体連合会に業務を委託する。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 金869,404円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 千葉県国民健康保険団体連合会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 国保情報集約システムは、都道府県単位の被保険者資格情報等を県内すべての市町村が共同して本システムに情報連携し、それを活用して管理を行わなければならない。このため、国民健康保険法第113条の3の規定に基づき千葉県国民健康保険団体連合会へ委託を行う。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

市民課

| | | | | | |
|---|--|--|---------------------------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | レセプト管理システム処理委託（単価契約） | | | |
| | 業務概要 | レセプト管理システムは、千葉県国民健康保険団体連合会及び千葉県内市町村で運用しており、そのデータ処理を千葉県国民健康保険団体連合会へ委託している業務。 | | | |
| | 契約金額 | 執行予定額 | 金734,932円（消費税及び地方消費税を含む） | | |
| | | 単 価 | 一件につき3円24銭（消費税及び地方消費税を含む） | | |
| | | 予定件数 | 226,831件 | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | | | |
| 契約の相手 | 千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 千葉県国民健康保険団体連合会 | | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 国民健康保険におけるレセプト（診療報酬明細書）管理は、国民健康保険法第83条に基づき設立された国民健康保険団体連合会の共同処理業務として実施されている。このため、千葉県内の自治体である館山市のレセプトについて、必要な技術及びデータを保有し、且つ本契約の目的を達成できる団体は、千葉県国民健康保険団体連合会以外に存在しないため。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

管財契約課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 不動産登記等業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 不動産の表示、保存、所有権移転、分筆、測量、境界確定等の登記業務 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 金54,840,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月15日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月15日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県美浜区幸町2丁目2番1号 公益社団法人千葉県公共嘱託登記司法書士協会 千葉県中央区中央港1丁目23番25号 公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 両法人は司法書士法及び土地家屋調査士法を根拠として、官公署等による不動産の登記、これに伴う調査・測量等を行うことを目的として設立されており、有資格者が多数所属しているため、大量の業務を受注できる地域内唯一の団体で、嘱託登記等の業務委託先として最適な相手方である。また契約単価についても県内統一の単価となっている。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 道路賠償責任保険 | |
| | 業務概要 | 市が管理する道路の瑕疵による損害賠償金の支払い | |
| | 契約金額 | 金762,970円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都千代田区平河町2-4-1 公益社団法人 全国市有物件災害共済会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>契約相手に当たる「公益社団法人全国市有物件災害共済会」については、地方自治法第263条の2の規定に基づき、災害による損害や交通事故による相互救済を行うために、全国の市によって設立された公益社団法人であり、令和元年度末時点で792市中604市（加入率76.3%）が加入しており、館山市も相互救済事業に賛同し、会員市となっているため。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

市民課

| | | | | | |
|--|--|--|----------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 保険者事務電算共同処理業務委託（単価契約） | | | |
| | 業務概要 | 被保険者の資格の異動及び資格確認事務、診療内容確認・高額療養費支給事務・第三者行為・不当利得・医療費通知・食事療養費・高額介護合算療養費支給事務等に関する資料の作成、疾病統計・医療統計等の資料の作成委託業務。 | | | |
| | 契約金額 | 執行予定額 金4,135,122円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | | 診療報酬明細書（調剤報酬明細書及び訪問介護療養費明細書を含む。）及び柔道整復施術療養費支給申請書は1件につき18円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | | 予定件数 | 229,729件 | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | | | |
| 契約の相手 | 千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 千葉県国民健康保険団体連合会 | | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 国民健康保険法第83条の規定に基づき設置された公法人である千葉県国民健康保険団体連合会は、本業務に必要な資料や帳票の作成データを唯一保有している団体であり、本業務に対応できる団体は千葉県国民健康保険団体連合会以外にないため、競争入札に適さないため。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

中央公民館

| | | | |
|--|--|---|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 地区公民館等除草作業業務委託 | |
| | 業務概要 | 館山市コミュニティセンター周辺、各地区公民館（館山・船形・西岬・西岬分館・富崎・豊房・館野・九重）、豊津地区学習等供用施設及び赤山地下壕駐車場の除草作業（草刈り）を行う。 | |
| | 契約金額 | 金1,323,520円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月13日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月13日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市船形297-71 一般社団法人 館山市シルバー人材センター | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>上記団体は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者の福祉の増進に資するために設立された法人である。本業務は、高齢者の雇用の機会を確保でき、高齢者の生きがい対策に寄与するため、一般社団法人館山市シルバー人材センターと随意契約を締結するものである。</p> <p>また、本業務の作業範囲は敷地内及び構内道路で自動車の交通量が少なく、高齢者でも安全に作業ができるため、館山市シルバー人材センターにおいても履行可能な業務である。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

社会福祉課

| | | | | |
|--|--|--|---------------|-----------|
| 契約内容 | 契約件名 | 民生委員業務委託 | | |
| | 業務概要 | 市民の生活状況を把握するための世帯訪問活動などの、民生委員活動に係る業務 | | |
| | 契約金額 | 金4,671,090円（消費税及び地方消費税を含む） | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 | ～ | 令和5年3月31日 |
| | 契約の相手 | 館山市北条402 社会福祉法人 館山市社会福祉協議会 | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 | |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 | |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 | |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | |
| 随意契約理由 | | | | |
| 館山市社会福祉協議会においては、館山市生活困窮者自立支援事業や館山市生活支援体制整備事業を館山市と随意契約により受託している団体であるが、これらの事業は民生委員児童委員との連携が必須である。加えて、本事業に熟知している団体は他になく、地域の福祉課題を把握し、その推進を担う組織として社会福祉法に位置づけられている館山市社会福祉協議会以外に適切な団体がないため随意契約の相手方とするものである。 | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

社会福祉課

| | | | |
|---|---|---|--|
| 契約内容 | 契約件名 | 社会福祉法人指導監査等支援業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 社会福祉法人の指導監査に係る財務諸表等の書類審査及び相談対応等 | |
| | 契約金額 | 別紙 業務単価一覧表のとおり | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 柏市柏4丁目6番13号 千葉市中央区登戸5丁目15番13号 柏市西原1丁目31番2号 小栗 一徳、鈴木 敦子、高橋 秀和 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の売払い 30万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の貸付け 30万円以下 物件の借入 40万円以下 その他のもの 50万円以下 | | |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| | 9号 落札者が契約を締結しないとき | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 本業務において、社会福祉法人の運営（財務）状況等についての確認を行ううえで、福祉関連法はもちろん、会計上の財務諸表等にまで精通していなければならない。そのため、専門知識や経験がある、日本公認会計士協会千葉会に所属する公認会計士と契約をする必要があるため。 | | | |

業務単価一覧表

令和4年度社会福祉法人指導監査等支援業務委託（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

| 項目 | 業務内容 | 単位 | 単価(税抜) |
|-----------------------------|--|-------------|----------|
| 疑問点等への対応・法人設立認可等の審査に当たっての助言 | <p>指導監査実施時の他、社会福祉法人からの問合せに伴って生じた疑問点に対する市からの相談に随時応じ、助言等を行う。</p> <p>法人設立時・定款変更時等において、市が必要な対応を検討するにあたり、その相談に応じ、助言を行う。</p> <p>なお、相談にかかる助言については、原則電子メールで行う。</p> | 月 | 金30,000円 |
| 社会福祉法人の指導監査に係る書類審査等及び相談対応 | <p>市が所轄庁となる社会福祉法人(7法人を予定)に対する指導監査実施にあたり、法人から提出された書類を審査し、問題点の指摘等の助言をする。その他、市職員が事前に把握した疑問や問題点及び事後に生じた問題点等に対して市が必要な対応を検討するにあたり、その相談に応じ、助言を行う。</p> <p>なお、相談にかかる助言については、原則電子メールで行う。</p> | 1法人あたり 年 | 金30,000円 |

様式3

随意契約理由書

担当課

社会福祉課

| | | | | | |
|--|--|--|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 包括的相談支援事業委託 | | | |
| | 業務概要 | 包括的相談支援事業を委託する。 | | | |
| | 契約金額 | 金5,330,000円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | | | |
| | 契約の相手 | 館山市北条402 社会福祉法人 館山市社会福祉協議会 | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| <p>本業務の目的は、どんな相談もワンストップで受ける断らない相談窓口の設置である。具体的には、相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止め、支援を提供していくものである。</p> <p>相談者に対し支援を提供するうえで、行政、福祉団体、ボランティア団体等とのネットワークを有しており、各機関との調整がスムーズに行え、また、民生委員の事務も受託しており、地域のニーズを把握することができる館山市社会福祉協議会と契約をするものである。</p> | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 有害鳥獣被害対策事業委託業務 | |
| | 業務概要 | 有害鳥獣からの被害削減を目的とした有害鳥獣捕獲事業 | |
| | 契約金額 | 金15,339,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条1145-1 館山有害鳥獣対策協議会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>鳥獣を捕獲するには、特殊技能（銃・わな）のライセンスが必要である。</p> <p>館山有害鳥獣対策協議会は、地方公共団体、農林業団体、安房猟友会等で構成されており、館山市内で有害鳥獣対策事業ができる団体は、上記ライセンス保持者が所属する館山有害鳥獣対策協議会しか存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

| | | | | | |
|--|--|--|---------|-----------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4年度 松くい虫防除事業（地上散布） | | | |
| | 業務概要 | 松くい虫防除事業（地上散布） | | | |
| | 契約金額 | 金495,000円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月13日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月13日 | ～ | 令和4年7月15日 | |
| | 契約の相手 | 館山市上真倉616-1 加藤造園 | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 令和4年4月12日に電子調達システムによる見積合せをおこなった結果、不落になった。松くいの防除散布効果のある期間が限られており再見積合せでは間に合わないため、担当課（農水産課）において一番安価な札を入れた業者と交渉をおこない、予定価格に納めたため、随意契約をおこなう。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

会計局

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | L G W A N振込データ伝送サービス業務 | |
| | 業務概要 | 振込業務について、総合振込及び給与・賞与振込に係るデータをL G W A N回線で伝送し、受注者がデータチェック等の処理後、データを館山市指定金融機関にL G W A N回線で引渡す。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 金726,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県美浜区中瀬一丁目10番地2 ちばぎんコンピューターサービス（株） | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>館山市の総合振込及び給与・賞与振込の業務については、財務会計システムから抽出したデータを安全性の確保としてL G W A N回線で ちばぎんコンピューターサービス（株）を経由し、館山市指定金融機関（千葉銀行）に伝送している。</p> <p>この業務にあたっては、千葉銀行のシステムと連携が必要となり、これらを管理している ちばぎんコンピューターサービス（株）と円滑で確実なデータ伝送を行うため随意契約をする。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | | |
|---|----------------------------|---|-------------------|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 乳がん検診業務委託（単価契約） | | |
| | 業務概要 | 令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間、乳がん検診を実施する。 | | |
| | 契約金額 | 執行予定額 金7,675,478円(消費税及び地方消費税を含む) エコー（徴収有） 3,050円 × 161人 = 491,050円 エコー（徴収無） 3,850円 × 27人 = 103,950円 マンモグラフィー40代（徴収有） 4,588円 × 443人 = 2,032,484円 マンモグラフィー40代（徴収無） 5,588円 × 196人 = 1,095,248円 マンモグラフィー50歳～（徴収有） 3,477円 × 963人 = 3,348,351円 マンモグラフィー50歳～（徴収無） 4,477円 × 135人 = 604,395円 | | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月10日 | | |
| | 契約期間 | 令和4年6月1日 ～ 令和5年3月31日 | | |
| | 契約の相手 | 館山市山本1155番地 他1件 社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター他1件 | | |
| | 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 | |
| 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき | | |
| 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | |
| 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | |
| 随意契約理由 | | | | |
| 住民の利便性を考慮すると安房郡市内の医療機関を相手方とすることが相当であり、当該法人は、安房郡市内中、法令に基づく乳がん検診の実施可能な2医療機関である。また、各検診単価は診療報酬を基に算出し、安房地域（3市1町）で統一した単価となっている。 契約の他の1医療機関 医療法人鉄蕉会 亀田クリニック | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 子宮頸がん検診業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで安房管内7医療機関で子宮頸がん検診を実施する。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 金12,803,868円(消費税及び地方消費税を含む) 子宮頸部検診 7,524円 × 1,700人 = 12,790,800円 子宮頸部検診不適正 4,356円 × 3人 = 13,068円 | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月10日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条1548番地 他6件 医療法人社団清川医院 他6件 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>住民の利便性を考慮すると安房郡市内の医療機関を相手方とすることが相当であり、当該法人は、安房郡市内中、法令に基づく子宮がん検診の実施可能な7医療機関である。また、各検診単価は診療報酬を基に算出し、安房地域（3市1町）で統一した単価となっている。</p> <p>契約の他の6医療機関：医療法人鉄蕉会 亀田ファミリークリニック館山、医療法人社団マザー・キーファミリー産院たてやま、貴家医院、医療法人鉄蕉会 亀田クリニック、医療法人橘会 勝山クリニック、社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

生涯学習課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4年度館山市放課後子供教室実施業務委託 | |
| | 業務概要 | 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進を図るため、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。 | |
| | 契約金額 | 金2,017,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月15日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月15日 ～ 令和5年3月24日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条740-1 館山市放課後子供教室運営委員会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 放課後子供教室運営委員会は、各小学校の保護者、地域の方により組織され、児童及び実施施設（小学校）等に精通しており、本事業を実施するために組織された団体であることから、同団体と随意契約を締結するもの。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

情報課

| | | | | | |
|---|--|--|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 | | | |
| | 業務概要 | 本事業は、千葉県が構築する「千葉県自治体情報セキュリティクラウド」の維持・管理の実施を委託する。 | | | |
| | 契約金額 | 金1,185,163円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日 | | | |
| | 契約の相手 | 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地 東日本電信電話株式会社 千葉事業部 | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| <p>「自治体情報セキュリティクラウド」は全ての自治体が取り組むこととされる「自治体情報セキュリティ強化対策事業」の中で実施されるものであり、全自治体のインターネットへの接続点を、都道府県ごとに1ヶ所に集約し、そこで通信の監視を行うことで、全自治体の情報セキュリティを確保することを目的として実施される。</p> <p>千葉県内の場合、「千葉県自治体情報セキュリティクラウド」の構築・保守の仕様決定および契約の相手方の決定は平成29年に千葉県が一括して行った。これは、県内全市町村分を集約した1つのシステムであることに加え、システムが複雑であり構築と保守が不可分であるためである。</p> <p>このうち、構築業務については、事業者と千葉県との間で契約を締結し、運用保守については、事業者と県内各市町村との間で個別に各自自治体に応じた内容で契約を締結する必要がある。</p> <p>令和4年4月より第二期セキュリティクラウドの運用が開始される予定であったが、県による次期構築業者選定が遅れたこと、その移行期間確保のため現行の第一期セキュリティクラウド契約（H29.4.1～R4.3.31）延長の必要性が生じた。</p> <p>本サービスの構築及びその保守は本事業者以外では実現不可能であることから、契約を締結する。</p> | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

観光みなと課

| | | | | | |
|---|--|--|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 那古山遊歩道清掃業務委託 | | | |
| | 業務概要 | 契約期間内において、那古山遊歩道及び周辺の清掃業務を行う。 | | | |
| | 契約金額 | 金500,000円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月13日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月13日 ~ 令和5年3月24日 | | | |
| | 契約の相手 | 館山市那古1102番地（旧釜屋商店） 那古山 古道野会 | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 本業務は那古山遊歩道の清掃業務である。那古山の環境保全活動に取り組む那古山古道野会に委託することにより、日々の状況を常に把握している同会が、遊歩道の監視を行いながら、都度、清掃作業を行うことで、遊歩道の状態が良好に保たれるとともに、一般的な清掃価格よりも安価に契約ができるため。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

観光みなと課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 産業廃棄物処理委託 | |
| | 業務概要 | 産業廃棄物の処理 | |
| | 契約金額 | 金440,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月27日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月27日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市笠名1293番地の1 (株)イケダ | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 産業廃棄物の処理について、市内において処理可能な事業者が当該事業者のみであること。さらには、当該事業における産業廃棄物の回収エリアが市内の海岸部であり、回収物を持ち込みしやすい立地の事業者であるため。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

管財契約課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | し尿浄化槽法定検査 | |
| | 業務概要 | し尿浄化槽の法定検査（浄化槽法第11条） | |
| | 契約金額 | 金602,000円（非課税） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月19日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月19日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉市中央区中央港1丁目11番1号 一般財団法人千葉県環境財団 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 浄化槽法第11条（既に設置されている浄化槽は年1回の検査を受ける）の規定により、検査を受けることが義務付けられており、これらの検査をするための指定検査機関は千葉県下では公益社団法人千葉県浄化槽検査センター、一般社団法人千葉県環境財団であり、千葉県南部のエリアは一般社団法人千葉県環境財団の管轄であるため。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

学校給食センター

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 館山市学校給食センター維持管理運営モニタリング支援業務委託 | |
| | 業務概要 | 館山市学校給食センターの維持管理運営に関するモニタリングの支援業務を委託する。 | |
| | 契約金額 | 金2,211,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>PFI方式により維持管理運営されている学校給食センターにおいて、契約に基づき事業者（SPC）が適正かつ効率的に事業が実施されているか確認・検証するモニタリング業務を実施している。</p> <p>モニタリングに必要となる事業者が作成する各種資料の良否については、市の契約関係書類（入札説明書、要求水準書、事業提案書、特定事業契約書及び設計図書等）に基づく判断が必要となる。また、適正かつ効率的に業務を履行するよう事業者を管理監督し、疑義が生じた場合は契約書等に基づき適切に判断する必要がある。このことからこれまで、PFI事業導入可能性調査業務やPFIアドバイザー業務を請け負い、契約関係資料の素案を作成するなど契約書類に精通し、給食センターのモニタリング制度そのものを構築した三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社をモニタリング支援業務の契約相手として随意契約を締結するものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

情報課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 基幹系システム端末基本料 | |
| | 業務概要 | 既存の基幹系端末に加え、基幹系システムを利用できるようにセットアップされた端末の運用維持管理を行うもの。(こども課1台 高齢者福祉課1台 合計2台) | |
| | 契約金額 | 金594,000円(消費税及び地方消費税を含む) | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和8年1月3日 | |
| | 契約の相手 | 柏市若柴字入谷津1番195 株式会社 ディー・エス・ケイ | |
| 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>設定作業の履行にあたっては、平成23年1月4日より稼働した基幹系システムの専門的知識を有することや、クラウドサーバに関する設定をはじめ、設定内容を十分に理解していることが必要不可欠であり、本市の基幹系システムの運用・維持管理をしている(株)ディー・エス・ケイ以外の事業者では業務の履行ができない。</p> <p>そのため、見積り比較は行わず、本事業者と随意契約するものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

社会福祉課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4年度館山市生活困窮者自立支援事業等委託 | |
| | 業務概要 | 生活困窮者に対する自立相談支援事業、住居確保給付金申請受付業務、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施。 | |
| | 契約金額 | 金17,054,561円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条402番地 社会福祉法人 館山市社会福祉協議会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>館山市社会福祉協議会では従来から「心配ごと相談」を事業として市民からの幅広い相談を受け、相談者の問題解決への対応にあたりるとともに、低所得者に対する生活福祉資金貸付等の事業も実施しているところである。また、生活困窮者自立支援法の必須事業である自立相談支援事業及び住宅確保給付金申請受付業務の実施にあたっては民生委員や様々な関係機関との連携を必要である。館山市が実施している本必須事業については平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行当初から、同社会福祉協議会へ委託しており、平成29年度からは任意事業として、就労準備支援事業及び家計相談支援事業（現在は家計改善支援事業へと名称変更）を自立相談支援事業と併せて実施することにより包括的な支援の実施が可能となっていることから、契約相手としては、館山市社会福祉協議会以外にないため随意契約の委託先とするものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

情報課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 館山市ホームページ作成システム等運用・維持管理業務 | |
| | 業務概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・Webサーバ及びホームページ作成システムサーバの維持管理 ・システム利用に関する支援（システム操作Q&A, 画像作成等） | |
| | 契約金額 | 金2,098,800円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 彼方株式会社 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 現在の市ホームページは本事業者が管理・運用するサーバで行っており、新たにホームページを開設するよりも、安価かつ継続してホームページの公開が可能であるため。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

情報課

| | | | | | |
|--|--|--|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | eLTAX共通納税税目拡大に関するシステム準備 | | | |
| | 業務概要 | 令和5年4月の電子納税対象項目拡大に対応する為、納付書修正等の作業を行う。 | | | |
| | 契約金額 | 金330,000円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月2日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年5月6日 ~ 令和5年3月31日 | | | |
| | 契約の相手 | 柏市若柴字入谷津1番195 株式会社 ディー・エス・ケイ | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 設定作業の履行にあたっては、平成23年1月4日より稼働した基幹系システムの専門的知識を有することや、クラウドサーバに関する設定をはじめ、設定内容を十分に理解していることが必要不可欠であり、本市の基幹系システムの運用・維持管理をしている（株）ディー・エス・ケイ以外の事業者では業務の履行ができない。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

情報課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | サーバ等保守委託 | |
| | 業務概要 | 月次：LGWAN系全サーバ、インターネット系全サーバ、ファイウォールの現地診断対応及び設定作業並びに報告 年次：保育園、幼稚園、小中学校等を含む全施設L3スイッチの現地診断及び設定作業並びに報告 随時：脆弱性の対応、障害発生時の切り分け、復旧作業および問合せ対応等 | |
| | 契約金額 | 金15,911,159円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉市中央区問屋町1番35号 (株)大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本事業の対象は、国が示した「地方自治体情報セキュリティ強化対策事業」に基づき、(株)大崎コンピュータエンジニアリングが平成28年度に構築したネットワーク群である。これらの保守作業等は、稼働中の各システム等の運用に障害を与えないよう行う必要がある。このため、本ネットワークの状況を熟知している事業者が作業しなければ、効率的かつ安全かつ確実に業務を遂行することはできない、</p> <p>仮に、当該事業者が作業しない場合、障害発生時には明確な責任分界点の設定は非常に困難であり、復旧までに無用な時間を要することになり、早期復旧の妨げとなるほか、公務への影響が甚大である。</p> <p>以上の理由により、(株)大崎コンピュータエンジニアリングが業務を安価かつ確実に遂行できる唯一の事業者であるため、随意契約を行うものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|--|--|---|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康診査・フレッシュ健康診査（施設健診）業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 「高齢者の医療の確保に関する法律」又は「健康増進法」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査を契約医療機関で実施する。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 16,566,305円（消費税及び地方消費税を含む）別紙のとおり | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月10日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月16日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条740番地1 公益社団法人 安房医師会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 法令に基づく特定健康診査，後期高齢者健康診査，健康診査，フレッシュ健康診査を受ける住民の利便性を考慮すると安房郡市内の医療機関を相手方とすることが相当であり，事務の効率化を図るため，一括して安房郡市内医師等を会員とする公益社団法人安房医師会を契約の相手方とする。 なお，単価は診療報酬を基に積算し，安房地域（3市1町）で統一した単価となっている。 | | | |

令和4年度 特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康診査・若年健康診査支出予定額一覧表

| | | 契約単価 | 自己負担金 | 件数 | 支出予定額 | |
|-----------|-------|------------|--------|------------|------------|----------|
| 特定健康診査 | 基本項目 | 9,059 | -1,000 | 1,200 | 9,670,800 | |
| | 詳細検診 | 貧血検査 | 231 | | 100 | 23,100 |
| | | 眼底検査 | 638 | | 150 | 95,700 |
| | | 心電図検査 | 1,430 | | 200 | 286,000 |
| | | (眼底心電図実人数) | | -500 | 250 | -125,000 |
| | 情報処理料 | 550 | | 1,200 | 660,000 | |
| 合計 | | | 1,200 | 10,610,600 | | |
| 後期高齢者健康診査 | 基本項目 | 8,954 | | 500 | 4,477,000 | |
| | 詳細検診 | 貧血検査 | 231 | | 70 | 16,170 |
| | | 眼底検査 | 638 | | 150 | 95,700 |
| | | 心電図検査 | 1,430 | | 150 | 214,500 |
| | 情報処理料 | 550 | | 500 | 275,000 | |
| | 合計 | | | 500 | 5,078,370 | |
| 健康診査 | 基本項目 | 9,059 | | 15 | 135,885 | |
| | 詳細検診 | 貧血検査 | 231 | | 15 | 3,465 |
| | | 眼底検査 | 638 | | 15 | 9,570 |
| | | 心電図検査 | 1,430 | | 15 | 21,450 |
| | 情報処理料 | 550 | | 15 | 8,250 | |
| | 合計 | | | 15 | 178,620 | |
| フレッシュ健康診査 | 基本項目 | 9,059 | -1,000 | 80 | 644,720 | |
| | 詳細検診 | 貧血検査 | 231 | | 5 | 1,155 |
| | | 眼底検査 | 638 | | 5 | 3,190 |
| | | 心電図検査 | 1,430 | | 5 | 7,150 |
| | | (眼底心電図実人数) | | -500 | 3 | -1,500 |
| | 情報処理料 | 550 | | 80 | 44,000 | |
| 合計 | | | 80 | 698,715 | | |
| | 総計 | | | 1,795 | 16,566,305 | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|--|--|---|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 検査結果連絡票業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた、「特定健康診査」いわゆるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査の検査項目をかかりつけの医療機関等で実施した検査項目を提供してもらうことにより、糖尿病等の重症化を防止する。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 1,178,100円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月10日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月16日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条740番地1 公益社団法人 安房医師会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>検査結果連絡票を利用する住民の利便性を考慮すると安房郡市内の医療機関を相手方とすることが相当であり、事務の効率化を図るため、一括して安房郡市内医師等を会員とする公益社団法人安房医師会を契約の相手方とする。</p> <p>なお、単価は診療報酬を基に積算し、安房地域（3市1町）で統一した単価となっている。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

情報課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | LoGoチャットサービス利用契約 | |
| | 業務概要 | 行政のネットワーク環境であるLGWANとインターネットで使用可能なビジネスチャットサービス「LoGoチャット」について1年間の利用契約を締結する。 | |
| | 契約金額 | 金1,633,720円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー23階 株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本サービスは、行政専用ネットワークであるLGWAN環境と、インターネット環境の双方で利用可能とした自治体向けに特化したビジネスチャットツールであり、庁内の設備環境へ一切変更を加えずに導入可能なサービスは、株式会社トラストバンクが提供する本サービスのみである。</p> <p>LGWAN環境・インターネット環境の双方で利用できるため、業務の効率化を図ることができるほか、コロナ禍における新たなコミュニケーションツールとしても活用できる。また、インターネット環境からLGWAN環境へファイルを取り込む際に必要な無害化処理機能も備えているため、機能の一元化も実現できる。</p> <p>本サービスの代理店は県内に1事業者しか存在しないため、株式会社大崎コンピュータエンジニアリングと随意契約を締結する。</p> <p>なお、令和4年度は、千葉県内自治体と共同調達することとしており、市単独の場合よりも安価な利用料金となっている。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 市道4044号線道路排水整備事業 分筆登記業務委託 | |
| | 業務概要 | 公共用地取得に伴う土地分筆登記、地積更生登記及び地図訂正申出業務 | |
| | 契約金額 | 金725,175円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和4年5月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉市中央区中央港一丁目23番25号 公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 官公署等による不動産登記、これに伴う調査・測量等を適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された同協会は、これまでも本市の土地分筆登記業務の委託先として相当の実績を有していることに加え、高度な専門的知識や技能を有する土地家屋調査士も多数所属しており、千葉県内では本業務を受託できる唯一の法人である。また契約単価に関しても県内統一の単価となっている。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

選挙管理委員会事務局

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 選挙用機器点検整備業務 | |
| | 業務概要 | 選挙投開票に使用する機器の点検整備業務 | |
| | 契約金額 | 金485,100円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月1日 ~ 令和4年7月10日 | |
| | 契約の相手 | 千葉市中央区新町18-10 (株)ムサシ 東関東支店 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 今回点検を行う投票用紙計数機，投票用紙交付機，自書式自動読取機は，株式会社ムサシの製品であり，他の業者では点検が行えないため。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | LoGoフォームサービス利用契約 | |
| | 業務概要 | 行政のネットワーク環境であるLGWANとインターネットで使用可能なアンケートフォーム作成・自動集計サービス「LoGoフォーム」について1年間の利用契約を締結する。 | |
| | 契約金額 | 金706,200円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー23階 株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>新型コロナウイルスワクチン接種に係るキャンセル待ち等の管理をするにあたり、行政のネットワーク環境であるLGWANとインターネット双方で利用可能なLGWAN-ASPサービス形態が必要であり、庁内の設備環境へ一切変更を加えずに導入可能なアンケートフォームの作成・自動集計を可能とするサービスは、昨年度利用している、株式会社トラストバンクが提供するLoGoフォームのみである。</p> <p>株式会社大崎コンピュータエンジニアリングは、千葉県内の販売代理店であり、LoGoフォームの運用及び保守が可能であるのは同社のため、随意契約を締結する。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|--|--|--|--|
| 契約内容 | 契約件名 | 骨粗しょう症検診業務委託（単価契約） | |
| | 業務概要 | 令和4年7月20日・7月21日・7月22日の3日間、館山市コミュニティセンターを会場で骨粗しょう症検診を行う。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 585,200円(消費税及び地方消費税を含む) 骨密度測定委託料 1,540円 × 380人 = 585,200円 | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月10日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月10日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市山本1155 社会福祉法人太陽会安房地域医療センター | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の借入 40万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 物件の貸付け 30万円以下 その他のもの 50万円以下 | |
| | 2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | |
| | 3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| | 9号 落札者が契約を締結しないとき | | |
| | 随意契約理由 | | |
| 住民の利便性を考慮すると安房郡市内の医療機関を相手方とすることが相当であり、当該法人は、安房郡市内中、法令に基づく骨粗しょう症検診を集団検診として実施可能な唯一の医療機関であるため。各検診単価は診療報酬を基とした単価契約。安房管内3市1町同額。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

教育総務課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | アンケート調査 (hyper-QU) 委託 (単価契約) | |
| | 業務概要 | 学級経営の資料とするため、児童生徒の心理検査 (hyper-QU) を行う。本業務について、用紙の配布・回収・コンピュータ診断を年2回実施し、結果報告する。 | |
| | 契約金額 | 金1,789,400円 (消費税及び地方消費税を含む) | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月31日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月1日 ~ 令和5年2月28日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県南房総市富浦町南無谷2023番地 (株)ナカジマ | |
| 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>検査及び分析結果を利用することで、教諭が児童生徒一人一人についての対応方法や現在の学級集団の状態で今後の学級経営の方針をつかむことができ、非常に有効な検査である。</p> <p>他にも同様の検査はあるが、本検査の分析項目が本市の求めるものと最も一致している。また、前年度と同様の検査を利用することで、結果を比較することができ、学校経営を見直すことが可能。</p> <p>販売元業者(株)図書文化社との販売代理店契約のある業者へのみ業務委託ができる案件で、検査用紙等の価格は統一されている。</p> <p>コンピュータ診断は、(株)図書文化社が行うが、その他の付随する業務についての当市担当業者は(株)ナカジマである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

社会福祉課

| | | | | | |
|---|--|--|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4年度生活保護等版レセプト管理システム保守及びサービス使用契約 | | | |
| | 業務概要 | 生活保護等版レセプト管理システムの保守及び使用を行う。 | | | |
| | 契約金額 | 金462,000円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | | | |
| | 契約の相手 | 東京都江東区東陽2-3-25 株式会社内田洋行 | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| <p>現在当市においては、H29.2.9から導入した生活保護等版レセプト管理システムにおいて、各受給者が医療機関に受診した際のレセプトデータ、被保護世帯情報や医療券・調剤券情報等を基にしたデータを運用しているが、LGWAN - ASP（JLIS認定）のサービスにおいて、公費医療レセプト管理システムは、現在使用するシステム以外に存在しない。本システムのサービス提供者は富士通Japan株式会社（富士通グループ再編前の名称は、富士通エフ・アイ・ピー株式会社）であるが、サービス提供は販売代理店経由で行っており、当市における販売代理店は株式会社内田洋行である。よって、株式会社内田洋行と随意契約をする。なお、厚労省から本システムの開発委託を受けたのは、富士通エフ・アイ・ピー株式会社のみであり、同機能を持ったシステムは1つしか存在しない。</p> | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

市民課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 国民健康保険 システム業務（保険証年度更新等）委託 | |
| | 業務概要 | 新年度（令和4年8月1日）から使用する館山市国民健康保険証等の更新及び印刷・封入・封滅作業に関する業務 | |
| | 契約金額 | 金1,378,157円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月18日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月1日 ～ 令和4年8月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県柏市若柴字入谷津1番195 株式会社ディー・エス・ケイ | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>市では国民健康保険の資格等に必要データの管理及び処理について、(株)ディー・エス・ケイのシステムを使用して行っており、各種帳票へのデータ打ち出しなどの電算処理業務について、同社に委託している。</p> <p>また、保険証使用開始日（令和4年8月1日更新）が定められている中で、データ処理や高齢受給者の一部負担割合に必要な基準課税所得額の確定、各帳票への資格情報の印字、封入封滅作業までの一連の業務は短期間で行う必要があり、データ処理・印字の正確性、個人情報への漏えいに対する安全性の確保、効率的な作業によるコスト削減及び、不具合発生時の対応の迅速性が求められるため、(株)ディー・エス・ケイと随意契約する。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

教育総務課

| | | | | | |
|---|--|--|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4年度館野小学校水泳指導等業務委託 | | | |
| | 業務概要 | セントラルフィットネスクラブ館山にて実施する小学校児童の水泳授業等において、水泳授業の指導・サポート、事故の発生を予防することを目的とする。 | | | |
| | 契約金額 | 金1,129,920円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年6月1日 ～ 令和4年7月13日 | | | |
| | 契約の相手 | 東京都中央区新川一丁目21番2号 セントラルスポーツ（株）健康サポート部 | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 行財政改革の取組の一環として、館野小学校の水泳授業を民間事業者の施設を使用し行う。市営25m温水プールは那古小学校・船形小学校の水泳授業にて使用するため、3校での日程調整が困難であることから、館山市内で市営25m温水プール以外唯一屋内温水プールを所有し、併せて指導・監視する人材を配置出来る、セントラルスポーツ（株）に業務を委託する。 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

情報課

| | | | |
|---|--|---|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 自治体情報システムの標準化・共通化に係る対応業務委託 | |
| | 業務概要 | 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により令和7年度までに利用が義務付けられた、標準化基準に適合した自治体情報システム（標準準拠システム）への移行作業を進める。 (令和4年度分対象作業：システム移行調査等準備,文字の標準化・データ移行) | |
| | 契約金額 | 金4,730,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月25日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 柏市若柴字入谷津1番195 株式会社 ディー・エス・ケイ | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 標準化システム移行作業の履行にあたっては、平成23年1月4日より稼働した基幹系システムの専門的知識を有することや、クラウドサーバに関する設定をはじめ、設定内容を十分に理解していることが必要不可欠であり、本市の基幹系システムの運用・維持管理をしている（株）ディー・エス・ケイ以外の事業者では業務の履行ができない。 そのため、本事業者と随意契約をする。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

観光みなと課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | たてやま海まちフェスタ運営委託業務 | |
| | 業務概要 | 「たてやま海まちフェスタ2022」は、館山市の推進する「海辺のまちづくり」事業の一環として、市民や観光客が海や船に親しむ機会を創出し、「海辺のまちづくり」への理解を広めることを目的としたイベントである。また観光客の来訪が見込まれるため新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ市内経済の回復にも寄与されることが見込まれる。 | |
| | 契約金額 | 金800,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月23日 | |
| | 契約期間 | 令和4年5月23日 ~ 令和4年10月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市北条1145-1 たてやま海まちフェスタ実行委員会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本契約の相手「たてやま海まちフェスタ実行委員会」は、イベントの各アトラクション責任者から構成される団体であり、館山市、館山市教育委員会と協働で本事業を主催している。市の主催部分を同実行委員会へ委託することで、事前準備の手配から、当日の円滑なイベント運営まで、総合したプロデュースが可能となる。</p> <p>上記理由により本業務を実施するために随意契約を結ぶ。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

市民協働課

| | | | | | |
|--|--|--|---------|-----------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 行政事務委託事業 | | | |
| | 業務概要 | 市民への行政に関する事務連絡を円滑に行うため、各町内会へ市広報紙などの配布を委託する。 | | | |
| | 契約金額 | 金14,577,800円(消費税及び地方消費税を含む) | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 | ~ | 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 新井区 ほか155町内会 | | | |
| 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | |
| | 6号 | 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | |
| | 7号 | 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | |
| | 8号 | 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 | 落札者が契約を締結しないとき | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 館山市行政事務委託に関する規則に基づき、事務の円滑・効率化及び経費節減を図るため、市内156町内会を相手方として市広報紙の配布、文書回覧、各種委員等の推薦、募金集金事務等を委託する。 均等割：4,000円×156町内会 世帯割：700円×19,934世帯 | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

情報課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | コアスイッチ更新作業委託 | |
| | 業務概要 | LGWAN接続系端末群と庁内サーバ群間の通信を集約・制御するコアスイッチの更新作業を委託する。 | |
| | 契約金額 | 金577,500円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月8日 ~ 令和4年5月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉市中央区問屋町1番35号 (株)大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 | |
| 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本事業の対象は、国が示した「地方自治体情報セキュリティ強化対策事業」に基づき、(株)大崎コンピュータエンジニアリングが平成28年度に構築したネットワーク群である。これらの保守作業等は、稼働中の各システム等の運用に障害を与えないよう行う必要がある。このため、本ネットワークの状況を熟知している事業者が作業しなければ、効率的かつ安全かつ確実に業務を遂行することはできない、</p> <p>仮に、当該事業者が作業しない場合、障害発生時には明確な責任分界点の設定は非常に困難であり、復旧までに無用な時間を要することになり、早期復旧の妨げとなるほか、公務への影響が甚大である。</p> <p>以上の理由により、(株)大崎コンピュータエンジニアリングが業務を安価かつ確実に遂行できる唯一の事業者であるため、随意契約を行うものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

情報課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | ファイアウォール導入作業委託 | |
| | 業務概要 | 総務省による自治体情報システム強靱化モデル、いわゆる「三層分離」の特例として、マイナンバー利用事務系ネットワークとLGWAN接続系ネットワークの相互通信を許可するにあたり、当該通信を制御するために必要なファイアウォールの導入作業を委託する。 | |
| | 契約金額 | 金577,500円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月8日 ~ 令和4年5月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉市中央区問屋町1番35号 (株)大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 | |
| 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本事業の対象は、国が示した「地方自治体情報セキュリティ強化対策事業」に基づき、(株)大崎コンピュータエンジニアリングが平成28年度に構築したネットワーク群である。これらの保守作業等は、稼働中の各システム等の運用に障害を与えないよう行う必要がある。このため、本ネットワークの状況を熟知している事業者が作業しなければ、効率的かつ安全かつ確実に業務を遂行することはできない、</p> <p>仮に、当該事業者が作業しない場合、障害発生時には明確な責任分界点の設定は非常に困難であり、復旧までに無用な時間を要することになり、早期復旧の妨げとなるほか、公務への影響が甚大である。</p> <p>以上の理由により、(株)大崎コンピュータエンジニアリングが業務を安価かつ確実に遂行できる唯一の事業者であるため、随意契約を行うものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

食のまちづくり推進課

| | | | | | |
|--|--|--|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 食のまちづくり拠点施設の整備・運営に係るアドバイザー等追加業務委託 | | | |
| | 業務概要 | <p>「たてやま食のまちづくり拠点施設」は、令和5年度の開業を目途に整備を進めている。</p> <p>本業務は、その「たてやま食のまちづくり拠点施設」の整備における開業準備が円滑に進み、開業後は、施設を中心とした食のまちづくりの関連事業が一体的に推進されることで安定的・継続的な発展が図られるよう、ニーズ調査や課題分析、必要な施策の検討について、施設の整備・運営及び関連施策の推進に専門的知見を有するコンサルティング会社へ支援を委託するものである。</p> | | | |
| | 契約金額 | 金6,691,938円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年6月1日 ~ 令和5年3月31日 | | | |
| 契約の相手 | 神奈川県厚木市寿町1丁目4番3-2号 株式会社流通研究所 | | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| <p>本業務は、食のまちづくりの推進にあたり、令和3年度から2カ年かけて行っている「食のまちづくり拠点施設の整備・運営に係るアドバイザー業務委託事業」を補足・強化するものである。</p> <p>契約相手である株式会社流通研究所は、本体事業となる「食のまちづくり拠点施設の整備・運営に係るアドバイザー業務委託事業」の契約相手であり、市がこれまでにやってきた食のまちづくりの推進、拠点施設整備事業におけるコンセプトや進捗状況、事業者の企画提案内容、地域の現状・課題を熟知し、拠点施設開業後の事業展開も含めた施設のあり方や関連事業の推進方策など、本事業を通じて当市が求める支援内容を一体的に担うことができる唯一の事業者である。</p> <p>また、本業務を他の企業に委託した場合、業務の理解・調整に多大なコストや時間がかかることに加え、施設整備における一貫した支援ができず、円滑な開業準備や市が求める支援レベルに支障が出る懸念もある。</p> <p>以上を踏まえ、株式会社流通研究所と随意契約を締結するものである。</p> | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

社会福祉課

| | | | |
|---|--|---|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4年度 被保護者健康管理支援事業支援システム運用業務委託 | |
| | 業務概要 | 令和2年度（R3.1.1）から必須事業となっている健康管理支援事業実施に伴い、現在導入している生活保護システム及びレセプトデータを加工し、各種サービスを行うためのデータベース化し、医療扶助費を様々な角度から分析することで、課題の洗い出し、統計分析、分析結果の作成、各種リスト作成を行うためのシステム運用を行う。 | |
| | 契約金額 | 金3,362,040円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 広島県広島市西区草津新町一丁目21番35号 広島ミクスス・ビル 株式会社データホライゾン | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 現在当市においては、令和2年度に導入を行った本システムにより、集約した医療データの運用・解析を行っているが、今年度も既存のシステムを利用して運用を図ることで、蓄積されたデータに基づく円滑な業務遂行が可能となる。本システムは、北日本コンピュータサービスが開発した生活保護システム上の医療保護世帯情報や医療券・調剤券発行情報を基にしているが、健康管理支援事業の分析において、北日本コンピュータサービスが情報を提供している業者は、株式会社データホライゾンのみであることから、同社と随意契約するものである。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

観光みなと課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 沖ノ島環境保全協力金受付業務委託 | |
| | 業務概要 | 「沖ノ島」の自然を、未来の子供たちに引き継ぐための活動に役立てることを目的に実施する沖ノ島環境保全協力金制度に係る受付業務を行う。 | |
| | 契約金額 | 金2,916,100円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月3日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月3日 ~ 令和4年9月10日 | |
| | 契約の相手 | 館山市沼979 NPO法人 たてやま・海辺の鑑定団 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| | 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>NPO法人 たてやま・海辺の鑑定団は、当該協力金による環境保全地域である沖ノ島を中心とした自然体験活動を年間を通じて実施しており、周辺環境等に精通している。また、沖ノ島を訪れた方々にその魅力を伝えるため、毎夏案内所を開設し、案内業務を行うなど積極的な活動を行っている。</p> <p>当該NPO法人は、上記の自然体験活動の他、恵まれた自然環境を後世に継承することを活動理念とした環境保護活動を行っているため、本協力金制度の目的を十分に理解しており、来訪者に対する適切な説明が可能であることから、当該NPO法人に本業務を委託する。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

選挙管理委員会事務局

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 第26回参議院議員通常選挙公営ポスター掲示場設置及び撤去業務委託 | |
| | 業務概要 | 第26回参議院議員通常選挙の公営ポスター掲示場(市内156カ所)に掲示板を公示日前日までに設置する。 設置した掲示板を選挙期日後速やかに撤去する。 撤去した掲示板を回収業者へ引き渡す。 | |
| | 契約金額 | 金2,244,880円(消費税及び地方消費税を含む) | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月1日 | |
| | 契約期間 | 契約締結日 ~ 令和4年7月16日 | |
| | 契約の相手 | 南房総市富浦町福澤198番地 神作建設 | |
| 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 選挙の公営ポスター掲示場は、その選挙の公示日直前に設置する必要があるため、第26回参議院議員通常選挙の投票日の確定を待っていたが、通常国会の会期から判断する7月10日の執行となった場合の業務開始日まで間がなく、入札に付す時間がないため。 なお、担当課により事前に5社見積合せを行い、最低価格を提示した神作建設と随意契約する。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

健康課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 新型コロナウイルスワクチン接種券作成処理業務（4回目） | |
| | 業務概要 | 新型コロナウイルスワクチン接種券の作成及び封入封緘業務を委託する。（4回目接種分） | |
| | 契約金額 | 金3,138,740円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月25日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月1日 ～ 令和4年6月30日 | |
| | 契約の相手 | 柏市若柴字入谷津1番195 株式会社 ディー・エス・ケイ | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、国が示す4回目接種のスケジュールに対応するよう、データの処理や接種券への対象者情報等の印字、封入封緘業務までの一連の業務を短期間で行う必要がある。(株)ディー・エス・ケイは、現在本市の予防接種システムの運用保守を行っており、そのシステムを利用することにより、データ処理・印字の正確性の確保、個人情報の保護への対応ができ、短期間に正確な業務が可能となるため、株式会社ディー・エス・ケイと随意契約を締結するものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

スポーツ課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 第43回館山若潮マラソン大会運営業務委託 | |
| | 業務概要 | 第43回館山若潮マラソン大会の運営委託業務 | |
| | 契約金額 | 金64,900,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月15日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月15日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 館山市亀ヶ原508 館山市スポーツ協会 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 館山若潮マラソン大会の運営には、陸上競技に関する専門的な知識とコース上のランナーと交通の安全確保のために多数の役員配置が必要である。館山市陸上競技協会が所属し、各競技団体からの役員派遣が可能な公共的団体である館山市スポーツ協会は、館山若潮マラソン大会の運営に当たっての知識、経験、実績、組織運営のノウハウを持ち合わせており、市内唯一の団体であるため。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

観光みなと課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 海水浴場監視船業務委託（波左間）（単価契約） | |
| | 業務概要 | 海水浴場の安全確保のため、波左間海域での監視船業務を行う。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 684,500円（消費税及び地方消費税を含む） 18,500円/1日（37日間） | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月17日 | |
| | 契約期間 | 令和4年7月16日 ~ 令和4年8月21日 | |
| | 契約の相手 | 館山市波左間1012番地 波左間漁業協同組合 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>当該エリアを管轄する波左間漁業協同組合は、その海域の特性等を熟知しており、監視船業務においても海水浴客の安全確保のために迅速な救助等の対応が可能である。また、漁業権に関する調整等を考慮して業務を実施することができる。</p> <p>以上のことから、波左間漁業協同組合と随意契約をするものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

観光みなと課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 海水浴場監視船業務委託（北条～沖ノ島）（単価契約） | |
| | 業務概要 | 海水浴場の安全確保のため、北条、新井、沖ノ島の各海域での監視船業務を行う。 | |
| | 契約金額 | 執行予定額 1,369,000円（消費税及び地方消費税を含む） 37,000円/1日（37日間） | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月17日 | |
| | 契約期間 | 令和4年7月16日 ～ 令和4年8月21日 | |
| | 契約の相手 | 館山市船形1452番地 館山漁業協同組合 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>当該エリアを管轄する館山漁業協同組合は、その海域の特性等を熟知しており、監視船業務においても海水浴客の安全確保のために迅速な救助等の対応が可能である。また、漁業権に関する調整等を考慮して業務を実施することができる。</p> <p>以上のことから、館山漁業協同組合と随意契約をするものである。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

観光みなと課

| | | | | | |
|---|--|--|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 遊泳区域区画設備設置業務委託（北条～沖ノ島） | | | |
| | 業務概要 | 海水浴場の安全確保のため、海水浴場開設の前までに遊泳区域区画設備(ブイ)を設置し、開設期間終了後、速やかに撤去を行う。 | | | |
| | 契約金額 | 金572,000円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月17日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年7月11日 ～ 令和4年8月26日 | | | |
| | 契約の相手 | 館山市船形1452番地 館山漁業協同組合 | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| <p>当該エリアを管轄する館山漁業協同組合は、その海域の特性を熟知しており、ブイの設置にあたり、地理的な諸条件、漁業権との調整等を考慮して業務を実施することができる。</p> <p>以上のことから、館山漁業協同組合と随意契約をするものである。</p> | | | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

税務課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4年度固定資産税土地システム更新業務 | |
| | 業務概要 | 地番現況図のデータ更新及び公図のマイラー修正を行う。 | |
| | 契約金額 | 金4,455,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月27日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月27日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県美浜区中瀬1丁目3番地 国際航業株式会社千葉支店 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本業務委託により、分合筆や表示登記の情報を土地課税の基礎資料である地番現況図及び公図に反映させるが、現在使用しているシステムは、全庁の地理情報を統合するための統合型GISのレイヤとして整備されているものである。そのため、館山市の統合型GISの開発者である同社以外の事業者ではデータ修正ができないものである。</p> <p>他の事業者が本業務を受託した場合には、統合型GISによる運用が不可能になるため、地理情報を統合するという方向性に反することになるのみならず、その新規受託業者が開発したシステムの新規導入費用及び現行データの変換費用など多大な追加費用を要することとなる。</p> <p>また、契約金額については、同社から提出を受けた見積りに関し、直接費について、作業に当たる技師等の人員数量を確認したが、特に過大は認められず、国土交通省から示された人件費単価が用いられていることを確認した。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

税務課

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4・5年度固定資産税土地評価基礎資料整備業務 | |
| | 業務概要 | 令和6年度固定資産税評価替えに向け、土地評価業務として路線価付設を行うほか、家屋現況図のデータ更新を行う。 | |
| | 契約金額 | 金19,888,000円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月27日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月27日 ～ 令和6年3月29日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県美浜区中瀬1丁目3番地 国際航業株式会社千葉支店 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本業務委託により、令和6年度固定資産税評価替えに向けた土地評価基礎資料の整備を行うことになるが、現在使用している土地評価に係るシステムは、全庁の地理情報を統合するための統合型GISのレイヤとして整備されているものである。そのため、館山市の統合型GISの開発者である同社以外の事業者ではデータ修正ができないものである。</p> <p>他の事業者が本業務を受託した場合には、統合型GISによる運用が不可能になるため、地理情報を統合するという方向性に反することになるのみならず、その新規受託業者が開発した土地評価に係るシステムの新規導入費用及び現行データの変換費用など多大な追加費用を要することとなる。</p> <p>また、契約金額については、同社から提出を受けた見積りに関し、直接費について、作業に当たる技師等の人員数量を確認したが、特に過大は認められず、国土交通省から示された人件費単価が用いられていることを確認した。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

選挙管理委員会事務局

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 労働者派遣個別契約 | |
| | 業務概要 | 第26回参議院議員通常選挙の期日前投票に従事する場内整理係員を期日前投票所が開いている間常時2名派遣する。 | |
| | 執行予定額 | 金534,602円(消費税及び地方消費税を含む) | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月23日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月23日 ~ 令和4年7月9日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県中央区中央3-9-16 大樹生命ビル4階 公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会 | |
| 根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 上記団体は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者の福祉の増進に資するため設立された法人である。本業務は、高齢者の雇用の機会を確保するとともに、重要な社会制度である選挙の一翼を担うことにより、高齢者の生きがい対策にも寄与するため、上記団体と随意契約を締結する。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

選挙管理委員会事務局

| | | | |
|---|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 参議院議員通常選挙における選挙公報折り込み業務 | |
| | 業務概要 | 千葉県選挙管理委員会より支給の参議院議員通常選挙における選挙公報の納品を受け、新聞販売店へ取り次ぎ、新聞折り込みを行う。 | |
| | 契約金額 | 金386,100円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月29日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月29日 ~ 令和4年7月1日 | |
| | 契約の相手 | 館山市湊177-2 株式会社南総企画 | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 選挙公報の新聞折り込みによる配布業務の業者選定にあたり、同業者は、館山市内各新聞店への広告紙等の折り込みに関する取り次ぎ（部数・件数）を幅広く取り扱っている安房地域唯一の業者のため。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

社会福祉課

| | | | |
|--|--|---|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支援業務 | |
| | 業務概要 | 令和4年4月26日に国より公表された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における、住民税非課税世帯に対して1世帯あたり10万円の現金給付の実施をうけ、その給付に係るシステム構築等の支援業務 | |
| | 契約金額 | 金491,700円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年6月28日 | |
| | 契約期間 | 令和4年6月28日 ～ 令和5年1月30日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県柏市若柴字入谷津1番195 株式会社 ディー・エス・ケー | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>本業務は新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰により様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援として給付することが求められており、住民税均等割非課税である給付対象世帯を把握するには、住民基本台帳情報・住民税情報・令和3年度住民税均等割非課税世帯臨時特別給付金対象世帯情報が必要であり、本市においてその管理システムを導入している株式会社ディー・エス・ケー以外には、本業務の委託は困難である。また、速やかに給付を実施することが求められていることから、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

社会福祉課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 令和4年度安房地区手話奉仕員養成講座委託 | |
| | 業務概要 | 手話奉仕員養成講座(後期)の運営・管理及び講師等の派遣(全27回) | |
| | 契約金額 | 金464,572円(消費税及び地方消費税を含む) | |
| | 契約締結日 | 令和4年5月10日 | |
| | 契約期間 | 令和4年5月10日 ~ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 千葉県中央区神明町204-12 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会 | |
| 根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号) | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| <p>1 本講座の講師については、手話通訳士、講師講習会修了者など、必要な資格等が厚生労働省通達により定められており、県内において、これら講師を登録し、派遣することが可能な団体等は、千葉県聴覚障害者協会のみである。</p> <p>2 本講座は、障害者総合支援法により、平成25年度から市町村の必須事業に位置付けられているが、事業の効率性などの理由から、安房4市町(館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町)の合同の委託事業として実施する。</p> <p>経費についても、総額1,232,288円をそれぞれの市町の人口割で按分・負担する。</p> | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

こども課

| | | | |
|--|--|--|---------------|
| 契約内容 | 契約件名 | 支援対象児童等見守り強化事業委託 | |
| | 業務概要 | 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等の状況把握や食事の提供、学習支援、相談支援などを通じた子どもの見守り体制強化事業を委託する。 | |
| | 契約金額 | 金4,445,800円（消費税及び地方消費税を含む） | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| | 契約の相手 | 南房総市安馬谷2043 特定非営利法人 子ども家庭サポートセンターちば | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 130万円以下 | 財産の売払い 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ 80万円以下 | 物件の貸付け 30万円以下 |
| | | 物件の借入 40万円以下 | その他のもの 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | |
| 随意契約理由 | | | |
| 本件事業の実施については、要保護児童に係る専門的な知見、事業ノウハウが求められるが、館山市域・隣接する南房総市において事業実施可能な事業者が当該NPO法人しか存在しないため。また、同法人は館山市要保護児童対策地域協議会の構成メンバーでもあり、市との情報共有も図られており、迅速かつ柔軟な対応も可能である。 | | | |

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

| | | | | | |
|--|--|--|---------|--------|--------|
| 契約内容 | 契約件名 | 市道4025号線道路拡幅事業 分筆登記業務委託 | | | |
| | 業務概要 | 公共用地取得に伴う土地分筆登記業務 | | | |
| | 契約金額 | 金619,212円（消費税及び地方消費税を含む） | | | |
| | 契約締結日 | 令和4年4月1日 | | | |
| | 契約期間 | 令和4年4月1日 ~ 令和4年8月31日 | | | |
| | 契約の相手 | 千葉市中央区中央港一丁目23番25号 公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 | | | |
| 根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号） | 1号 少額随契 | 工事又は製造の請負 | 130万円以下 | 財産の売払い | 30万円以下 |
| | | 財産の買入れ | 80万円以下 | 物件の貸付け | 30万円以下 |
| | | 物件の借入 | 40万円以下 | その他のもの | 50万円以下 |
| | 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 | 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき | | | |
| | 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」 | | | | |
| | 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 | 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき | | | |
| | 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき | | | | |
| | 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき | | | | |
| | 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき | | | | |
| 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき | | | | | |
| 9号 落札者が契約を締結しないとき | | | | | |
| 随意契約理由 | | | | | |
| 官公署等による不動産登記、これに伴う調査・測量等を適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された同協会は、これまでも本市の土地分筆登記業務の委託先として相当の実績を有していることに加え、高度な専門的知識や技能を有する土地家屋調査士も多数所属しており、千葉県内では本業務を受託できる唯一の法人である。また契約単価に関しても県内統一の単価となっている。 | | | | | |